

# 介護老人保健施設エルダリーガーデン 指定訪問介護事業所

## 重要事項説明書 及び 契約書

事業所名	介護老人保健施設エルダリーガーデン
所在地	徳島市南庄町4丁目60-2
電話番号	088-632-3393
事業所番号	3650180163

### 1 (訪問介護の適用)

当事業所のサービスは、介護保険にて要介護1・2・3・4・5の認定を受けた方が、ケアプランに基づき当事業所から派遣された訪問介護員により、生活または介護の援助を受けるものです。  
お申し込みに当たり、利用者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

### 2 (利用の開始)

契約日より開始となります。

### 3 (契約期間)

本契約の有効期限は契約締結の日から利用者の介護保険証有効期限満了日とします。

契約開始日	～	契約満了日
-------	---	-------

### 4 (利用のキャンセル)

利用者および扶養者又は責任代表者（以下、扶養者等）は中止の意思表示をすることにより、サービスの利用を中止できます。この場合、前日までのサービス提供責任者にご連絡ください。体調不良による場合を除き当日キャンセル及びサービス提供中の中止については、サービス利用表（予定表）において計画されている単位数×10円（10割負担）を負担していただきます。

### 5 (利用の中止・終了)

次に掲げる場合には、当事業所から申し出により利用を中止・終了していただきます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援1・2と認定された場合。
- ② ケアプランで計画された時間以上の派遣はできません。（介護保険対象外になります）
- ③ 病状・心身の状態悪化により適切なヘルパー業務を超えると判断された場合。
- ④ 利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払いの督促にも関わらず7日間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が当事業所や当事業所職員又は他の利用者等に対して、盗られ妄想による誤報等、当事業所との信頼関係を損なう行為のある場合。
- ⑥ 利用者及び身元引受人等は、終了の意思表示をすることにより、サービスの終了が出来ます。この場合、7日前までにサービス提供責任者及びケアプランを作成している居宅介護支援事業所にご連絡ください。

※派遣予定の訪問介護員の体調不良、事故等により派遣人員を変更する場合があります。

### 6 (利用料金)

利用者及び身元引受人は、連帯して当事業所に対し利用料を支払う義務があります。また介護保険法改正等により、利用料金を一部変更することがあります。サービス利用表（予定表）において計画されている単位数を確認していただき、ご質問なければ同意されたものとして取り扱います。

※利用料金については【別紙介-1】【別紙介-2】参照

【別紙介-1】+【別紙介-2】及びキャンセル料の請求は、翌月10日頃にお渡ししますので17日まで（銀行振替は15日）にお支払いください。お支払い完了を確認後に領収書をお渡し致します。

### 7 (勤務体制)

管理者・・・1名

サービス提供責任者・・・1名以上（介護福祉士又は実務者研修修了者）

訪問介護員・・・2.5名以上（介護福祉士、実務者研修修了者、又は初任者研修修了者）

（非常勤の場合は常勤換算として合算するものとする。従前の資格の場合は現行の資格に相当するものとする）

営業日・・・月曜日～土曜日（休日：日曜日、12月30日～1月3日のうち数日の休業日あり。休業日は年によって変わります）

営業時間・・・午前9時～午後5時（利用者からの依頼に応じて時間外対応も可能）

8 (秘密の保持)

当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者、扶養者又は家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の場合には利用者及び扶養者等の同意のもとに情報提供することがあります。

- ①介護保険サービスの利用の為に市町村・居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは適切な居宅療養のための医療機関への療養情報の提供。
- ②介護保険サービスの向上のため、学会研修会等で事例研修発表。(個人名は使用せずイニシャルを使用)

9 (記録)

- ①当事業所は、利用者の訪問介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- ②当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧・謄写を求めた場合には、原則として必要な実費を徴収の上、これに応じます。
- ③当事業所は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- ④前項は、当事業所が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- ⑤当事業所は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

10 (事故発生時の対応)

訪問介護の提供において事故が発生した場合、速やかに利用者の家族及び居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

11 (利用者及び家族の順守事項)

- ①認知症を患われている利用者の介護に関しては、客観的な立場でケアプランに基づいた内容で支援してください。
- ②訪問介護員は家族の代わりにはなれません。急変時の対応は原則通報のみとさせていただき、病院での付き添いはご家族でお願い致します。また、やむを得ない緊急の受診付き添いは全額自費負担していただく場合があります。

12 (苦情処理の対応)

利用者及び身元引受人等は、当事業所の提供する訪問介護サービスに対しての要望又は苦情などについて担当者へ申し出ることができます。

介護老人保健施設 エルダリーガーデン (088) 632-3393 担当者：サービス提供責任者 岸 陽子

また、下記の窓口においても申し出ることができます。

- ・国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険係 (088) 665-7205 (直通)
- ・保険者

- 徳島市 高齢介護課 (088) 621-5585
- 神山町 健康福祉課 (088) 676-1114
- ( ) -

訪問介護サービスに関する説明を受け、同意の上で利用を申し込みます。 契約日 令和 年 月 日

<b>利用者</b>	氏名 _____	印 _____	電話番号 ( _____ )	-
	住所 _____			

<b>身元引受人</b>	氏名(続柄) _____	印 _____	電話番号 ( _____ )	-
	住所 _____			

<b>連帯保証人</b>	氏名(続柄) _____	印 _____	電話番号 ( _____ )	-
	住所 _____			

<b>事業所</b>	医療法人 徳松会 徳島市南庄町4丁目60番地2 介護老人保健施設 エルダリーガーデン 理事長 松永 厚美 印
------------	---

訪問介護サービス利用開始にあたり、重要事項に関する説明を行いました。

説明者 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

## 【訪問介護】エルダリーガーデン 利用料金表（基本料金）

サービス内容	時間	単位	介護報酬額 (全額)	ご利用者様負担額		
				介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	介護保険 3割負担
身体介護	20分未満	163	1,664 円	167 円	333 円	500 円
	20分以上30分未満	244	2,491 円	250 円	499 円	748 円
	30分以上1時間未満	387	3,951 円	396 円	791 円	1,186 円
	1時間以上1時間30分未満	567	5,789 円	579 円	1,158 円	1,737 円
	以降30分増すごとに	82	837 円	84 円	168 円	252 円
生活援助	20分以上45分未満	179	1,827 円	183 円	366 円	549 円
	45分以上	220	2,246 円	225 円	450 円	674 円
身体介護 + 生活援助	身体介護：20分以上30分未満 生活援助：20分以上45分未満	309	3,154 円	316 円	631 円	947 円
	身体介護：20分以上30分未満 生活援助：45分以上70分未満	374	3,818 円	382 円	764 円	1,146 円
	身体介護：20分以上30分未満 生活援助：70分以上	439	4,482 円	449 円	897 円	1,345 円
	身体介護：30分以上1時間未満 生活援助：20分以上45分未満	452	4,614 円	462 円	923 円	1,385 円
	身体介護：30分以上1時間未満 生活援助：45分以上70分未満	517	5,278 円	528 円	1,056 円	1,584 円
	身体介護：30分以上1時間未満 生活援助：70分以上	582	5,942 円	595 円	1,189 円	1,783 円

※ 地域単価（7級地）1単位あたり10.21円での計算になります。

※ 2人の訪問介護員で援助を行った場合（初回加算算定時を除く）は200%の割増し料金となります。

※ 夜間（午後6時～午後10時）・早朝（午前6時～午前8時）は25%の割増し料金となります。

※ 深夜（午後10時～午前6時）は50%の割増し料金となります。

※ 請求書は翌日10日頃にお渡ししますので、17日（銀行振替は15日）までにお支払ください。

お支払完了を確認後に領収書をお渡し致します。

## 【訪問介護】エルダリーガーデン 利用料金表（各種加算）

加算の種類	加算の要件	単 位	介護報酬額 (全額)	ご利用者様負担額		
				介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	介護保険 3割負担
初回加算	新規の利用者宅にてサービスを行う際、サービス担当責任者が同席し、サービスを提供した場合	200	2,042 円	205 円	409 円	613 円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	○サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成。 ○当該訪問介護計画書に基づくサービスを提供。 ○当該訪問介護計画書に基づく初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に、指定単位数を加算	100	1,021 円	103 円	205 円	307 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	○訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、指定訪問リハビリテーション等の一環として利用者の居宅を訪問する際、サービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体等の状況を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成。 ○当該訪問介護計画書に基づくサービスを提供 ○当該訪問介護計画書に基づく初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき指定単位数を加算	200	2,042 円	205 円	409 円	613 円
口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を可算 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。	50	510 円	51 円	102 円	153 円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合（1回につき）	100	1,021 円	103 円	205 円	307 円
特定事業所加算（Ⅱ）	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	基本料金×10%				
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	（基本料金+各種加算減算）×24.5%				

※ 地域単価（7級地）1単位あたり10,211円での計算になります。

※ 交通費【（1）（2）（3）のいずれかに当てはまる場合】

- （1）通常の事業実施地域を超えた地点から 片道おおむね10km未満 100円  
（2）通常の事業実施地域を超えた地点から 片道おおむね10km以上 200円  
（3）利用者居宅から20分以上の移動を伴う業務に対して 往復200円